

公益活動促進施策のあり方について（答申（案）骨子）

目次

第1章 経緯と現状	3
1. 経緯	3
2. 現状	3
(1) 目的	
(2) 条例	
(3) 計画	
(4) 主体	
(5) 施設	
(6) 財源	
(7) ネットワーク（連携）	
(8) 評価	
第2章 課題と課題解決に向けたあり方	8
1. 目的	8
2. 条例	8
3. 計画	8
4. 主体（市民、団体等）	9
(1) 市民	
(2) 団体	
(3) 市	
(4) 中間支援組織	
5. 施設	11
(1) 市のセンター施設	
(2) 地域ごとの施設	
(3) センター施設と地域施設の関係	
6. 財源	14
(1) 市の財源	
(2) 民間財源	
7. ネットワーク（連携）	14
(1) 市役所庁内	
(2) 市と中間支援組織間	

(3) 中間支援組織間	
(4) 市、中間支援組織、団体間	
8. 評価	16
(1) 市民の評価	
(2) 市の評価	
第3章 総括	18
1. 公益活動促進の方向性について	18
(1) 公益活動促進と協働推進	
(2) 多様な主体による公益活動を支援	
(3) 多様な協働の推進	
2. 市の今後の役割について	18
(1) 公益活動の促進、協働の推進施策の見直し	
(2) 庁内の推進体制	
3. 中間支援組織の今後の役割について	19
(1) 中間支援組織に望まれる機能	
(2) 公益活動促進センターの運営	

(注) 以下、節の見出しに付した【第 1 回】等は、本検討委員会の第何回委員会で主に検討したかを示す。

第 1 章 経緯と現状 ※事実関係を客観的に記述

1. 経緯 【第 1 回】

- 「2001（平成 13）年 4 月、池田市公益活動促進に関する条例」（以下「公益活動促進条例」という）が施行された。
- 制定の背景としては、1995 年、阪神淡路大震災を契機にボランティア活動が発展し、池田市においてもボランティア活動の促進が謳われたことによる。
- 1999（平成 11）第 5 次池田市総合計画「ふれあいラブ池田」、ボランティア活動の促進を謳う。ボランティア推進室長公募。「ボランティア市民会議」立ち上げ。
- 2000（平成 12）市民会議より「市民公益活動促進に関する提言」。それを基に条例制定へ。
- 2001（平成 13）年 4 月、池田市公益活動促進に関する条例施行。
同年 5 月、「池田市公益活動促進協議会」発足。「登録団体」（一般的な用語ではなく、池田市独自の団体の呼称であることから、以下括弧付で示す）の受付開始。
同年 7 月、「池田市立公益活動促進センター」（組織名と施設名の両方の用例がある。以下「現センター」という）開所。
2002（平成 14）年 3 月、市として「公益活動促進のための基本的指針」策定、「Ⅰ 総論」では、公益活動促進のために必要な一般的理念を確認し、「Ⅱ 各論」では、公益活動団体の登録や助成等個別の制度の運用に際しての基本的方針を明らかにした。
- 2004（平成 16）公益活動促進センターの指定管理開始。
- 2007（平成 19）10 月、市民と行政との協働の取り組みを推進するため、協働事業提案制度創設（提案資格を登録団体に限定）。
- 2009（平成 21）年度、「池田市立公益活動促進センター」現所在地に移転。
と条例に規定された施策を実施してきた。
- 市役所の組織としては、当初、総合政策部地域分権・協働課（2019 年度まで）、次いで 2020 年度からは市長公室コミュニティ推進課が所管しており、市政において総合的・横断的な取り組みが図られている。

2. 現状

(1) 目的 【第 1 回】

- 公益活動促進条例に定める「目的」は、自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と「公益活動団体」（一般的な用語ではなく、池田市独自の団体の呼称であることから、以下括弧付で示す）との協働を推進し、活力ある豊かな地域づくりに寄

与すること。

(2) 条例 【第1回】

- 池田市における「公益活動」の定義は、公益活動促進条例上で規定されており、「公益活動」とは、市民が行い、又は市民のために行われる自発的かつ自立的な活動であり、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの。
- 基本理念は、市が公益活動を支援するときは、活動の自主性、主体性を尊重し、支援の内容及び手続きは、公平かつ公正で透明性の高いものでなければならないとし、市と「公益活動団体」が協働する場合は、相互に尊重し対等の関係で、協力・協調するもの。

(3) 計画 【第3回】

- 『池田市第6次総合計画』内での位置づけは、全5章からなる総合計画の中で「第4章みんなでつくる分権で躍進するまち」の第3節に「公益活動の促進」を規定。
- 実施計画では、主要事業の内容、実施期間、進捗目標等を規定。
計画期間中の目標値として、協働事業数11事業、団体間連携事業数5事業としている。

(4) 主体

①市民 【第2回】

- 2006年4月施行の「池田市みんなでつくるまちの基本条例」では、「市民」は「市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を有する法人その他の団体」と定義している。
- 公益活動促進条例では、市民について特に定義をせず一般的に用いている。

②団体 【第1回、第2回】

- 制度開始当初、「公益活動」の定義について広く捉える解釈をしていた。「公益活動団体」の申請に基づき、幅広く「登録団体」として登録してきており、共益的活動が主でも、公益的活動を実施していれば「登録団体」として登録していた。
⇒「登録基準」では、「公益活動団体」であることと、市と協働するにふさわしい団体であることを確認し、公益活動促進と協働推進の両目的を満たすことを求めているが、専ら共益的活動を主として行なう団体や、市と協働することがない団体も「登録団体」として存在。
⇒また、「登録団体」になると市内の共同利用施設等の無償利用が認められるため、公益活動や市と協働をしていない団体への優遇について疑問を呈されている。
- 上記のとおり、登録基準を満たした「公益活動団体」が申請すれば、「登録団体」となる。登録すると、「共同利用施設」（一般的な用語ではなく池田市における特定の施設

の呼称であるため、以下括弧付で示す)の無料使用、助成金の申請、協働事業の提案が可能となる。

- 公益活動促進協議会では、「登録団体」に登録していない、あるいは、登録にまで至っていない団体について、独自に「届出団体」の制度を設けて運用している。

③市 【第1回】

- 市長公室コミュニティ推進課が担当課として、公益活動促進協議会と連携を取りながら、公益活動を促進している。登録制度や助成金申請など実施。

④中間支援組織 【第1回】

- 公益活動促進条例では、市と「公益活動団体」をつなぐ、中立で自律性の高い中間支援組織として、公益活動促進協議会の設置を位置付けている(第17条)。
- 公益活動促進協議会は、公益活動の促進に関する支援及び協働の施策についての提言、団体及び事業者へ助言、人材の育成及び普及啓発などが業務として条例に規定されている(第19条)。
- 公益活動促進協議会は、「公益活動団体」の登録、助成金の交付について意見具申を行うものとされている(第10条及び第40条)。
- 公益活動促進協議会は、市から、1)池田市立公益活動促進センターの指定管理、2)池田市立男女共生サロンの指定管理、3)「公益活動団体」事務、及び4)助成金申請関係の委託を受けている。
- 公益活動促進協議会は、「池田市立コミュニティセンター管理運営委員会」から、コミュニティセンターの受付業務を委託されている。

(5) 施設

①市のセンター施設 【第1回】

- 現センター(池田市立公益活動促進センター)は、池田市立コミュニティセンター(栄本町9-1)(組織名と施設名)に併設して設置されている(施設としてのコミュニティセンター2階に入居している)。
- 現センターの指定管理者は公募により決定されているが、公益活動促進協議会が当初から4度にわたり指定管理を更新している。
- 現センターの指定管理者は、現センターの使用の許可、及び現センターの管理に関する業務を行う。
- 2022(令和4)年度に、(仮称)池田地域交流センター(以下「新センター」という)に移転する予定。
移転により新センターの指定管理者を新たに選定する予定。
- 上記移転に伴い、現在の池田市立コミュニティセンター(施設)の供用は終了するが、施設の今後の活用方策は未定。

②地域ごとの施設 【第1回及び第3回】

- 地域ごとの施設として、「共同利用施設」、「コミュニティセンター」「石橋会館」、（以下「共同利用施設等」という）がある。
- 「公益活動団体」のうち「登録団体」は、共同利用施設の無料使用等が可能としている。
- 「登録団体」以外でも、各担当課と協働している団体（担当課がリスト化してコミュニティ推進課に提出している）は、同様に共同利用施設等の無料使用が可能としている。

③センター施設と地域施設の関係

- コミュニティ推進課が一括して管理しているが、相互に関連づけた事業や取組はない。

(6) 財源

①市の財源 【第1回】

- 2002年から池田市公益活動促進基金（以下「公益活動促進基金」という）が設置され、公益活動促進基金への積立ては、市民から市及び指定団体に対して、公益活動の促進のために贈られた前年の寄付金と同額を一般財源から行うほか、当該年度の市への寄付金及び基金利子を積み立てる。
- 公益活動促進基金は、池田市公益活動促進事業補助金（以下「公益活動促進事業補助金」という）及び池田市公益活動助成金（以下「公益活動助成金」という）の財源となっている。
- 公益活動助成金は、「登録団体」及び「指定団体」から申請があれば、市が池田市公益活動助成金交付要綱に定める審査基準に基づき書類審査の後、交付する。助成金の額は、助成対象活動に要する経費の2分の1以内の額。
- 公益活動促進事業補助金は、公益活動促進協議会が実施する事業に対して交付する。
- 公益活動団体事務（「公益活動団体」の登録受付や公益活動助成金の申請受付に係る事務等）委託は、公益活動促進協議会が「登録団体」や助成金に関する意見具申を行っており、申請から決定まで一連の事務手続きを円滑に行えることを理由として、特命により公益活動促進協議会と契約。

②民間財源 【第1回】

- 公益活動促進基金のマッチングギフト方式は、市民から市及び指定団体（公益活動促進協議会、市社会福祉協議会）に対して、公益活動の促進のために贈られた前年の寄付金と同額を積み立てるもの。

(7) ネットワーク（連携）

①市役所庁内 【第1回】

- 協働事業提案があった際に、関係部局が「登録団体」からの提案を法令等の整合性、実現可能性、費用対効果等を審査することにより連携している。

②市と中間支援組織間 【第1回】

- 市は、公益活動促進協議会とは連携しながら公益活動の促進を実施。
- 市は、市社会福祉協議会など他の中間支援組織とは余り連携がない。

③中間支援組織間 【第1回】

- 余り連携が無い状況にある。

④市、中間支援組織、団体間 【第1回】

- 協働事業提案制度により、市と連携（協働）し事業を実施。2007年度の制度創設以来、提案による協働事業の採択・実施の実績は3件にとどまる。

(8) 評価

①市民の評価 【第1回】

- 2020（令和2）年5月に「登録団体」80団体に対して実施したアンケートでは、団体の課題として、「人材不足」（19.6%）、「会員不足」（19.6%）、「資金不足」（23.5%）、「活動の場の不足」（17.6%）が余り差異なく選ばれた。

②市の評価 【第1回】

- 市では、上記の市民の評価の原因として、「公益活動団体」と地域との交流・マッチングの欠如により、地域からの活動の場の提供や人材・会費の確保が乏しくなったためと捉えている。
- 市では、条例制定時の公益活動の意義が、市民の価値観・ニーズが多様化していき、行政だけでは対応できなくなる中、「公益活動団体」が市と協働して、まちづくりを行うことであったが、現在の公益活動の意義と合致しているか検討が必要と捉えている。
- 市では、提案による協働事業実施数が制度開始から3件にとどまることから、協働推進が不十分と考えている。
- 助成金は、配分方法や審査結果の反映の仕方を考える必要がある。

1. 目的 【第2回及び第3回】

①課題

- 市民の公益活動促進については、「公益活動団体」だけを対象とするのではなく、幅広い主体が行う公益活動を支援する必要がある。
- 2007年6月、「池田市地域分権の推進に関する条例」が施行され、地域分権制度が発足している。地域コミュニティ推進協議会が同制度を通じて重ねてきた協働が、市において、公益活動促進・協働推進政策の観点から積極的に認識、評価される必要がある。
- 協働提案数を増やすには、「公益活動団体」だけでなく、多様な主体による協働が必要。

②あり方（方向性）

条例が目的とする「公益活動促進」と「協働推進」を共に発展させる。

ア. 多様な主体による公益活動を支援

- 「公益活動団体」中心の支援から、「公益活動団体」のみならず、地域団体、事業者、学校等の多様な主体が行う公益活動に対して支援を広げていく。

イ. 多様な協働の推進

- 市の協働推進に関わる施策を総合的に推進する視点と仕組みが必要。多様な主体と市との協働を推進していく。
- 複数の主体が協働し、地域の課題解決を図る。
- 地域分権制度における地域コミュニティ推進協議会と市の協働を協働推進の観点からも再定位する。

2. 条例 【第2回及び第3回】

①課題

- 公益活動促進政策のあり方の検討に沿って、「公益活動促進条例」の見直しが必要である。
- 「公益活動促進条例」の見直しに際しては、「みんなでつくるまちの基本条例」や「地域分権の推進に関する条例」との関係を検討し、整合性を図る必要がある。

②あり方（方向性）

- 「公益活動促進に関する条例」について、定義や基本理念、各主体の役割や制度（廃止する制度は条例から削除）等の各条項を改正する。
- 上記の改正に当たっては、「みんなでつくるまちの基本条例」や「地域分権の推進に関する条例」との整合性を十分に図る。

3. 計画 【第3回】

①課題

- 現行の第6次総合計画（2011年～2022年）に次ぐ第7次総合計画（2023年～予定）の策定に向けた検討の中で、公益活動促進政策の位置付けを再検討する必要がある。
- 上記に伴い、実施計画における目標値（協働事業数 11 事業、団体間連携事業数 5 事業）等についても再検討する必要がある。

②あり方（方向性）

- 第7次総合計画（2023年～予定）が策定される際、市政における公益活動促進政策を再定位する。地域分権制度など他制度との関係性についてもよく検討する。
- 実施計画では、現在の目標値を精査し、政策目的にふさわしい目標値を再設定する。

4. 主体（市民、団体等）

(1) 市民 【第3回】

①課題

- 「みんなでつくるまちの基本条例」の市民の定義との整合性を図る必要がある。

②あり方（方向性）

- 上位の位置付けである「みんなでつくるまちの基本条例」の定義を考慮した上で、「公益活動促進に関する条例」における「市民」の定義を定める。

(2) 団体 【第2回及び第3回】

①課題

- 制度開始から 20 年を数え、「公益活動」の定義とその解釈のあり方、市による「公益活動団体」の定義及び「登録団体」の登録制度（登録基準）の適否などを見直し、市の公益活動促進・協働推進政策の発展のために、効果の上がる制度やシステムを再構築する必要がある。
- 市民による公益活動を促進するため、公益活動を行う団体に対する支援のあり方を総合的に整備する必要がある。施設無償利用の資格付与や、効果的な助成制度も、それらの支援の一環として整理し直す必要。
- 公益活動を行う団体と市の担当各部局との協働推進のため、両者が互いに可視化され、その関係が密になるような協働推進システムの整備が必要。
- 現行条例では、「公益活動団体」の支援が中心であるが、より多様な主体が行う公益活動や協働推進の支援が必要である。

②あり方（方向性）

- 公益活動促進や協働推進の対象を、「公益活動団体」で登録した「登録団体」に限定している「公益活動団体登録制度」を廃止し、多様な主体を対象とすることを明確にする。

(3) 市 【第1回及び第3回】

①課題

- 担当課だけでなく、庁内で総合的に多様な主体の公益活動促進や、市と多様な主体との協働推進を行う体制と仕組みが必要である。

②あり方（方向性）

- 市は、多様な主体による協働の取り組みを推進するため、庁内の推進体制を整備する。
- 市と協働で事業を実施する団体が、共同利用施設等を利用する場合は、無料使用とする優遇措置を講じる。（（仮称）協働推進団体制度の創設）

(4) 中間支援組織 【第2回、及び第4回】

①課題

- 中間支援組織の意味や役割について市と多様な主体の理解を深めるとともに、市域にある複数の中間支援組織の存在や役割について認知度を上げる必要がある。
- 公益活動促進条例では、公益活動促進、協働推進のために公益活動促進協議会を設置し、市域の中間支援業務を担うものとしている。
- 公益活動促進条例で特定の民間団体を中間支援業務の担い手として固定していることの得失について、改めて精査する必要がある。
- 市民の公益活動促進や市と多様な主体の協働推進を、一層図っていくうえでは、今後必要とされる中間支援業務の質や量に応じて、市民が身近な中間支援組織を選択したり、複数の中間支援組織同士が進んで連携、協働することのできる仕組みが必要である。
- 公益活動促進条例では、第4章に「公益活動促進協議会」の設置について規定し、第19条で同協議会の「処理事項」として、「公益活動に関する中間支援」を含む(1)～(6)の6項目を列挙。
- 促進協議会は、(民間団体として)公益活動促進センターの指定管理者に選定され、センター施設の指定管理は指定管理料、公益活動に関する中間支援を含む「処理事項」は補助金、委託料で措置されて担ってきた。
- 公益活動促進センターの移転を控え、(1)新センター施設の管理業務、(2)条例第19条の6項目の処理事項、(3)新たに追加が検討されている中間支援業務等を、いずれも充実発展させるために、これらの業務の担い手(組織・団体)とその所在場所、各業務の実施方法(指定管理者制度、補助、業務委託等の活用)をどのように組み合わせれば最も効果的かを考える必要がある。
- 新センターで予定されている中間支援業務を担い、新センターを拠点とすることになる中間支援組織については、新センターの設置目的に照らし、最もふさわしい組織が選定されるようにする必要がある。

②あり方（方向性）

- 公益活動促進条例で規定されている公益活動促進協議会の処理事項（第19条）を精査して取捨選択のうえ、今後も必要と考えられる中間支援業務については、新センターを拠点とする中間支援組織の業務として設定し直す。
- 新センターを拠点とする中間支援組織が新たに担う必要のある中間支援業務（①地域団体支援、②他の中間支援組織との連携、③NPO 法人設立相談支援、④行政・企業・大学との連携・支援等）については、追加で設定する。

ただし、これらの新業務は同組織にのみ限定的・独占的に設定するのではなく、他の中間支援組織との連携による業務遂行などを柔軟に検討する。

ア 支援範囲の拡大

- 支援の対象を「公益活動団体」中心の支援業務から、多様な主体に対する幅広い支援に拡充する。
- 公益活動を常に行なっている「公益活動団体」という「団体」の性質から見のではなく、団体の行っている「活動内容」に着目し、幅広く「公益活動を行う団体」を捉える考え方に立つ。
- 「公益活動」そのものと「公益活動を行なう団体」の両方を、分け隔てなく幅広く情報を把握していく。

イ コンサルティング機能強化

- 自治会等地域の団体の相談窓口の設置を検討する。
- NPO 法人の設立相談等を追加する。

ウ 連携強化・交流促進

- 市、NPO、地域団体、事業者、地域、学校等の連携・協働のための支援強化に努める。
- 市内の他の中間支援組織との連携を強化する。

市社会福祉協議会のボランティアセンターの登録グループとは、現在も重複した「登録団体」があり、今後も、これらの団体は、双方が支援対象とする可能性があることから、適切に連携して施策を行うことを検討する。

- 他の中間支援組織との連携強化のため、スタッフ間の情報交換の機会を増やす。

エ 情報発信機能の強化

- コロナ禍に対応するため、リモート会議やリモート相談を積極的に活用する。

オ その他必要な業務

- その他、全体の業務量や業務相互の関係性に配慮しながら、新たに必要となる業務を追加する。

5. 施設

(1) 市のセンター施設 【第2回】

①課題

- 現在、公益活動促進条例で公益活動促進協議会の業務とされている中間支援業務は、公益活動促進協議会に対する委託事業や補助事業として実施されている。

一方、公益活動促進協議会は、前掲のとおり、市から、1)池田市立公益活動促進センターの指定管理、2)池田市立男女共生サロンの指定管理、3)公益活動団体事務、及び4)助成金申請関係の委託を受けているほか、「池田市立コミュニティセンター管理運営委員会」から、市立コミュニティセンターの施設利用の受付業務を委託されている。

その結果、公益活動促進協議会は、実態として、市立コミュニティセンターの施設と機能の大半の管理運営を、複数の財源により担うなど、運営状況が複雑になっている。

- 公益活動促進条例で、市域における公益活動促進に係る中間支援業務を専ら公益活動促進協議会の業務としたことから、中間支援業務に関わる意思決定や業務執行を図るうえで、同協議会がセンター施設を拠点にすることが望ましいと考えられたこともあり、他の中間支援組織が指定管理者に応募することもなく、4度にわたり同協議会が現センターの指定管理者として更新を重ねている。

公の施設への指定管理者制度導入の趣旨に照らすならば、施設の指定管理者の選定に当たっては、適切な競争環境のもとに、民間の創意工夫を発揮して最も効率的・効果的に施設を管理運営することのできる事業者が選定されることが望ましい。

- 公益活動促進協議会は、これまで「公益活動団体」に向けた支援を主としてきたため、それ以外の地域の団体への支援はほとんどされていない。
- 公益活動促進や協働推進の観点からは、今後、中間支援組織を介して、地域の自治会や地域コミュニティ推進協議会など様々な地域の団体への支援も拡充する必要がある。

②あり方（方向性）

- 今後、市と市民が必要とする中間支援業務については、第一にその担い手となる中間支援組織は複数存在することを再認識する。

第二に、そのうち新センターを拠点とする中間支援組織の業務については、別途、仕様書等で明確に定める。

- 新センターを拠点とする中間支援組織の選定にあたっては、公開の競争環境が確保されるよう、民間委託や指定管理者制度などそれぞれの方法の得失を勘案し、最も効果が期待できる方法を選択する。
- 新センターを拠点として中間支援業務を行う中間支援組織と、新センターの施設管理者については、必ずしも同一の事業者でなければならないものではなく、両者を一致させる場合と分離する場合のそれぞれの得失をよく検討する。

第一に、仮に両者を一致させるために、新センターの指定管理業務として、施設の定型的管理業務のほかに、中間支援業務を加える場合は、業務の質・量から見て、中間

支援業務が主となり、施設管理は従になると見込まれる。そのため、指定管理業務の内容や仕様を明確に定めなければならない。その際、新センターの立地（市域の西端）も考慮するならば、中間支援業務の範囲や内容を包括的に過ぎるものとしないう留意しなければならない。また、施設管理業務が、中間支援業務の機動的な業務展開の制約にならないよう考慮する。

さらに、中間支援業務の成果を毎年度評価し、その担い手として適切な事業者を得ていくためには、たんに施設管理の観点から指定管理期間を従来どおりの5年間にするのではなく、例えば3年間に短縮し、指定管理者の実績やコロナ禍の下での社会経済情勢の変化に応じた柔軟な事業者の選定を可能にする。

第二に、新センターを拠点とする中間支援組織と、新センターの施設管理者を分離することも選択肢として検討する意義がある。

公益活動促進・協働推進政策の進め方にも関わるが、公益活動促進・協働推進は、必ずしも施設管理を伴うものばかりではなく、市が今後とも、市域全体にわたり公益活動促進を充実させていくのであれば、市域全体の公益活動促進等に係る中間支援業務の範囲や内容は、社会経済情勢の変化や市政と市民の公益活動や協働についての要請に応じて機動的にその内容や方法を変化させていかなければならない。

公の施設の設置と管理に関する事項は、議会において条例で定めればよく、指定管理者制度はその選択肢の1つとして位置付けられているが、必ずしも他に選択の余地のない絶対的なものではない。例えば、国・地方を通じて行われている包括的民間委託制度など他の制度についても、目的をより良く達成する方法の選択肢として、比較検討の余地がある。

(2) 地域ごとの施設 【第3回】

①課題

- 協働を推進する団体に対する優遇措置の1つである共同利用施設等の無料使用について、対象資格、認定基準など、認定手続の明確化、可視化が必要。
- 各担当課バラバラの基準の中で無料使用を認めているのを、統一・総合的に考える必要がある。

②あり方（方向性）

- 協働をしている団体（(仮称)協働推進団体）に無料使用を認めることとし、協働の要件は、公益活動促進条例の改正内容に盛り込み、パブリックコメントなどにより市民の意見も聴いたうえで、市（所管課：コミュニティ推進課）が定めるものとする。

(3) センター施設と地域施設の関係

①課題

- 従来、現センターと共同利用施設等地域の施設の施設間のネットワークや施策面での

関係づけはなされていない。

②あり方（方向性）

- 池田市の公共施設マネジメントの方針を定める「公共施設総合管理計画」（2016年3月）でも、「持続可能な行政運営」、「市民交流の活性化」、「絶え間ない変化への対応」の3つの目的がうたわれている。

市の公共施設マネジメントに係る今後の方針にもよるが、新センターの立地（市域の西端）を考えると、新センターには、その中間支援業務を行うに当たり、市民に身近な市内共同利用施設等地域の施設とのネットワーク化を図り、業務について相乗効果を図ることにより、市民交流の活性化を牽引するセンター機能の発揮が期待される。

6. 財源

（1）市の財源 【第2回、及び第4回で検討】

①課題

- 公益活動促進・協働推進のさらなる充実の観点から、助成金の配分方法や審査方法、審査結果の反映の仕方を再検討する必要がある。
- 助成金の対象団体が「登録団体」のみで狭い。登録団体制度の見直しとともに対象団体についても再検討する必要がある。
- 補助金や事務委託などの中間支援業務について、市の担当課と中間支援組織、公益活動を行う団体のそれぞれにとって、合理的で負担の軽減となる形態や方法に改善する必要がある。

②あり方（方向性）

- 助成金申請対象を「登録団体」が行う事業から、多様な主体が実施する公益活動に拡大する。
- 審査を書面審査だけでなく、公開プレゼンテーション方式にし、そこでの審査結果をより大きく反映させる。
- 補助金や事務委託で実施している事業を新センターの事業に組み込む。

7. ネットワーク（連携）

（1）市役所庁内 【第1回及び第3回】

①課題

- 公益活動促進及び協働推進について庁内横断的な体制がない。

②あり方（方向性）

- 公益活動促進については、コミュニティ推進課が各担当課との間、また中間支援組織との間に入り、庁内における中間支援機能を発揮し、各担当課からの相談をまとめることとする。
- 協働推進については、然るべき職階から協働推進員を任命して各部に置き、各担当課

の協働の取りまとめや相談に乗る体制をつくる。

- 協働の要件については、コミュニティ推進課が総合的に規定する。

(2) 市と中間支援組織間 【第1回】

①課題

- 市は、公益活動促進協議会以外の中間支援組織との関係性が希薄である。

②あり方（方向性）

- 市は、今後、多様な中間支援組織と情報共有や意見交換の機会を設け、積極的に連携、協働する。

(3) 中間支援組織間 【第2回】

①課題

- 公益活動促進協議会や社会福祉協議会などの中間支援組織間の連携が希薄である。

②あり方（方向性）

- 中間支援組織間の連携を強化することで、活動する人材が不足している団体とボランティアを希望する市民とのマッチングなどで、分野の幅を広げるとともにマッチングの成果を挙げる。

(4) 市、中間支援組織、団体間 【第3回】

①課題

- 公益活動促進条例上で協働事業提案制度が規定されているが、市、中間支援組織、団体間の連携が不十分で、需要を掘り起こしたり受け止めたりすることが不十分である。
(協働事業提案数：3件)
- 現行の協働事業提案制度は、市が「登録団体」からの申し出を待つ形であり、法令等の整合性、実現可能性、費用対効果、公正及び公平性の4つの要件で審査し、協働する必要があると認められた際、協働事業として予算上の措置を講じるという仕組みであり、ハードルが高い。
- 協働事業提案制度の改良（同制度の位置付け、申請資格、認定要件、評価等の仕組みの整理）が必要である。
- 地域との協働については、地域コミュニティ推進協議会との協働と、その他の団体との協働を総合的に捉え、ともに振興する視点が必要。

②あり方（方向性）

- 協働事業提案制度を、市が、多様な主体に対し、協働により行うことができる事業を示し協働団体を募る、一方で多様な主体から出される意見や提案を受け入れる、双方向からの制度に見直す。
- 協働提案事業を認める際の仕組みや要件を、より簡易なものとする。

- 地域との協働について、地域コミュニティ推進協議会をはじめ様々な地域団体等と、市域全体、複数の校区、単一の校区などの各レベルにおいて、どのような分野や事業手法により推進していくのがよいか、総合的に協働推進施策を整理する。
- 複数の主体が協働し、地域の課題解決を図ることができるようにする。

8. 評価 【第4回で検討】

(1) 市民の評価

①課題

- 今回の検討に先立ち、市では、2020（令和2）年5月に「登録団体」80団体に対してアンケートを実施し、同調査結果は委員会でも報告され、審議の参考とした。
- 今後とも、公益活動促進施策の成果と今後の方向性についての評価や意見については、機会をとらえて適時に市民に問うことが必要であり、当面、条例改正の提案に際し、パブリックコメント等を活用した市民意見の聴取に努める必要がある。
- 公益活動促進に係る新たな施策の実施にあたっては、その実施の過程で、市民による施策評価の機会を設けるなど、条例に定める公益活動、協働の主体である市民のニーズ等を適切に反映した施策展開が求められる。

②あり方（方向性）

-

(2) 市の評価

①課題

- 池田市の行政評価は、評価対象の単位によって、事務事業ごとに評価する「事務事業評価」、複数又は単独の事務事業で構成される「施策評価」、基本構想の施策大綱など施策分野別に評価する「政策評価」などに分類されている。新規事業（事前評価）については、各部局から提出された新規・拡充事業シートおよび投資的事業シートを企画部門等において事前に審査したうえで、検討結果を次年度の予算要求に反映することとされている。
- このうち、事務事業評価は、近年、池田市総合計画（第6次）第3期実施計画に基づいて整理されているが、2020（令和2）年度の事務事業評価においても、「公益活動促進」に係る2019年度に実施した事業を対象として、評価結果が公開されている。それによれば、第3期実施計画の「目標達成に向けた課題」として、
 - ①「公益活動支援事業」（公益活動促進センターの運営及び公益活動促進基金を原資とした助成金の交付）については、「協働事業提案制度の周知不足」が、また、②「公益活動促進事業」（「公益活動団体」及び市民に対する事業支援）については、「公益活動促進協議会との連携不足」が課題として挙げられている。そのうえで、①・②共に「池田市公益活動促進検討委員会からの意見を踏まえ、今後の方向性を決定する。」とされ

ている。市として、今後の公益活動促進施策の「事業」の区分や名称についても、本答申の趣旨を踏まえ、適切に評価を行えるように必要な改訂を行うことが求められる。

②あり方（方向性）

1. 公益活動促進の方向性について

(1) 公益活動促進と協働推進

- 条例が目的とする「公益活動促進」と「協働推進」を共に発展させる。

(2) 多様な主体による公益活動を支援

- 「公益活動団体」中心の支援から、「公益活動団体」のみならず、地域団体、事業者、学校等の多様な主体が行う公益活動に対して支援を広げていく。

(3) 多様な協働の推進

- 多様な主体と市との協働を推進していく。
- 複数の主体が協働し、地域の課題解決を図る。
- 地域分権制度における地域コミュニティ推進協議会と市の協働を協働推進の観点からも再定位する。

2. 市の今後の役割について

(1) 公益活動の促進、協働の推進施策の見直し

ア 公益活動団体登録制度の廃止

- 公益活動促進や協働推進の対象を、「公益活動団体」で登録した「登録団体」に限定している「公益活動団体登録制度」を廃止し、多様な主体を対象とすることを明確にする。

イ 公益活動助成金の見直し

- 助成金申請対象を「登録団体」が行う事業から、多様な主体が実施する公益活動に拡大する。
- 審査を書面審査だけでなく、公開プレゼンテーション方式にし、そこでの審査結果をより大きく反映させる。

ウ 協働事業提案制度の見直し

- 協働事業提案制度を、市が、多様な主体に対し、協働により行うことができる事業を示し協働団体を募る、一方で多様な主体から出される意見や提案を受け入れる、双方向からの制度に見直す。
- 協働提案事業を認める際の仕組みや要件を、より簡易なものとする。
- 複数の主体が協働し、地域の課題解決を図る。

(2) 庁内の推進体制

- 公益活動促進については、コミュニティ推進課が各担当課との間、また中間支援組

織との間に入り、庁内における中間支援機能を発揮し、各担当課からの相談をまとめることとする。

- 協働推進については、然るべき職階から協働推進員を任命して各部に置き、各担当課の協働の取りまとめや相談に乗る体制をつくる。
- 市と協働で事業を実施する団体が、共同利用施設等を利用する場合は、無料使用とする優遇措置を講じる。（(仮称) 協働推進団体制度の創設）

3. 中間支援組織の今後の役割について

(1) 中間支援組織に望まれる機能

- 公益活動促進条例で規定されている公益活動促進協議会の業務（第19条）を精査して取捨選択のうえ、今後も必要と考えられる中間支援業務については、新センターを拠点とする中間支援組織の業務として設定し直す。
- 新センターを拠点とする中間支援組織が新たに担う必要のある中間支援業務については、追加で設定する。これらの新業務は同組織にのみ限定的・独占的に設定するのではなく、他の中間支援組織との連携による業務遂行なども柔軟に検討するものとする。

ア 支援範囲の拡大

- 支援の対象を「公益活動団体」中心の支援業務から、多様な主体に対する幅広い支援に拡充する。
- 公益活動を常に行なっている「公益活動団体」という「団体」の性質から見るのではなく、団体の行っている「活動内容」に着目し、幅広く「公益活動を行う団体」を捉える考え方に立つ。
- 「公益活動」そのものと「公益活動を行なう団体」の両方を、分け隔てなく幅広く情報を把握していく。

イ コンサルティング機能強化

- 自治会等地域の団体の相談窓口の設置を検討する。
- NPO 法人の設立相談等を追加する。

ウ 連携強化・交流促進

- 市、NPO、地域団体、事業者、地域、学校等の連携・協働のための支援強化に努める。
- 市内の他の中間支援組織との連携を強化する。

市社会福祉協議会のボランティアセンターの登録グループとは、現在も重複した登録団体があり、今後も、これらの団体は、双方が支援対象とする可能性があることから、適切に連携して施策を行うことを検討する。

- 他の中間支援組織との連携強化のため、スタッフ間の情報交換の機会を増やす。

エ 情報発信機能の強化

- コロナ禍に対応するため、リモート会議やリモート相談を積極的に活用する。

オ その他必要な業務

- その他、全体の業務量や業務相互の関係性に配慮しながら、新たに必要となる業務を追加する。

(2) 公益活動促進センターの運営

ア 中間支援組織と指定管理者

- 今後、市と市民が必要とする中間支援業務については、第一にその担い手となる中間支援組織は複数存在することを再認識する。
第二に、そのうち新センターを拠点とする中間支援組織の業務については、別途、仕様書等で明確に定める。
- 新センターを拠点とする中間支援組織の選定にあたっては、公開の競争環境が確保されるよう、民間委託や指定管理者制度などそれぞれの方法の得失を勘案し、最も効果が期待できる方法を選択する。

以上